

新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金（総合支援資金（生活支援費））の特例貸付の延長貸付について

生活福祉資金（総合支援資金（生活支援費））の特例貸付の延長貸付については、次のとおり実施いたしますので、申込方法をご確認ください。

●延長貸付の内容はリーフレットをご確認ください。☞ [リーフレット\(PDF\)](#)

	総合支援資金(延長貸付)
対象要件	<p><u>次の要件をすべて満たすことが必要です。</u></p> <p>①総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けており、令和2年9月までに3月目である貸付期間が到来するケースであること。</p> <p>②初回の原則貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。</p> <p>③生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受けること。</p>
申込方法	<p>お住まいの市町村の社会福祉協議会において、 申込方法をご確認ください。</p> <p>☞ 県内市町村社会福祉協議会一覧</p> <p>※<u>中央労働金庫・郵便局では総合支援資金の受付はいたしません。</u></p>
申込書類	<p>お住まいの市町村の社会福祉協議会でのお申し込みには次の書類が必要です。</p> <p>①総合支援資金特例貸付（延長貸付）申込書【原本・市町村社協で配布】</p> <p>②総合支援資金特例貸付借用書（延長貸付）【原本・市町村社協で配布】</p> <p>③状況確認シート（お住まいの市町村の自立相談支援機関が発行したもの）</p> <p>※<u>「③状況確認シート」は、自立相談支援機関から市町村社協に直接送付されます。</u></p>
様式	<p>申込書・借用書は、市町村社会福祉協議会で配布いたします。</p> <p>※<u>中央労働金庫・郵便局での配布はございません。</u></p>

【特例貸付制度に関するお問い合わせ】

<個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター>

0120-46-1999 ※受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

<お住まいの市町村の社会福祉協議会>

☞ [県内市町村社会福祉協議会一覧](#)

<茨城県社会福祉協議会>

専用ダイヤル 029-297-6526 ※受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

市町村社会福祉協議会や茨城県社会福祉協議会への問い合わせは、混雑によりお待ちいただくことがございますので、基本的なご質問については、コールセンター(0120-46-1999)をご利用ください。